

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【公開番号】特開2010-275468(P2010-275468A)

【公開日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-049

【出願番号】特願2009-130608(P2009-130608)

【国際特許分類】

C 11 D	1/722	(2006.01)
C 11 D	3/37	(2006.01)
C 11 D	17/08	(2006.01)
C 11 D	1/83	(2006.01)
C 11 D	3/43	(2006.01)
C 11 D	17/04	(2006.01)

【F I】

C 11 D	1/722
C 11 D	3/37
C 11 D	17/08
C 11 D	1/83
C 11 D	3/43
C 11 D	17/04

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月19日(2012.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

界面活性剤(A)〔以下、(A)成分という〕を40～80質量%、下記高分子化合物(B)〔以下、(B)成分という〕を0.3～8質量%、及び水を含有する液体洗浄剤組成物であって、(A)成分として下記一般式(1)で示される非イオン界面活性剤(a1)〔以下、(a1)成分という〕を組成物中に30～70質量%含有する液体洗浄剤組成物。

(a1)成分：下記一般式(1)で表される非イオン界面活性剤



〔式中、R¹は炭素数8～22の炭化水素基であり、AOは炭素数2～5のオキシアルキレン基であり、xは平均付加モル数である。xは16～35の数であって、このうちAOとしてオキシエチレン基を平均11モル以上含む。〕

(B)成分：(i)炭素数2～5のエポキシド由来の重合単位を含んで構成されるポリエーテル鎖部分と(ii)アクリル酸、メタクリル酸及びマレイン酸から選ばれる一種以上の不飽和カルボン酸単量体由来の重合単位を含んで構成されるポリマー鎖部分とを有し、(i)又は(ii)はいずれかが幹鎖となり、他方が枝鎖となったグラフト構造を有する高分子化合物

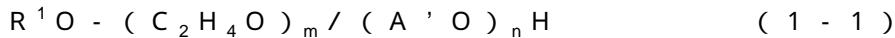
【請求項2】

(A)成分として陰イオン界面活性剤(a2)〔以下、(a2)成分という〕を含有し、(a1)成分と(a2)成分の含有量の合計が(a1)+(a2)=40～80質量%

であり、(a1)成分と(a2)成分の質量比が(a1)/(a2)=25/75~90/10である、請求項1記載の液体洗浄剤組成物。

【請求項3】

(a1)成分が下記一般式(1-1)で表される非イオン界面活性剤である、請求項1又は2記載の液体洗浄剤組成物。



[式中、R¹は炭素数8~22の炭化水素基であり、A' Oは炭素数3~5のオキシアルキレン基である。m、nは平均付加モル数であり、mは15~30の数であり、nは1~5の数である。“/”はC₂H₄O基及びAO基が、ランダム又はブロックのいずれに結合したものであってもよいことを示す。]

【請求項4】

(C)成分として水混和性有機溶剤を5~40質量%含有する、請求項1~3何れかに記載の液体洗浄剤組成物。

【請求項5】

水を5質量%以上含有する、請求項1~4何れかに記載の液体洗浄剤組成物。

【請求項6】

一般式(1-1)中のAOがオキシプロピレン基である、請求項3~5何れかに記載の液体洗浄剤組成物。

【請求項7】

(A)~(C)成分及び水の合計が、組成物中の85質量%以上を占める、請求項1~6何れかに記載の液体洗浄剤組成物。

【請求項8】

液体洗浄剤組成物の収容部を有するプラスチック容器であって、前記収容部が曲げ弾性率(JIS K7171)が2000MPa以上のプラスチックから構成され、且つ肉厚が0.3~1.5mmであるプラスチック容器に、請求項1~7何れかに記載する液体洗浄剤組成物を充填してなる液体洗浄剤物品。